

佐賀県告示第 226 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 30 年 6 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 学校法人洗心学園
- 2 事業の種類 学校法人洗心学園幼保連携型認定子ども園大立寺幼稚園子どもの家保育園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 神崎市千代田町境原字四本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、神崎市千代田町境原字四本松地内における学校法人洗心学園幼保連携型認定子ども園大立寺幼稚園子どもの家保育園整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び同条第 23 号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断され

る。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である学校法人洗心学園が、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

神崎市は、佐賀市内への通勤にも非常に利便性が高い場所であることから、宅地開発が盛んであり、世帯数が増加傾向にある。また、国及び佐賀県に比べ女性就労率が高く、さらに現在就労していない母親の約 8 割が就労意欲を持っていることから、今後共働き家庭が増加すると考えられる。

しかしながら、神崎市は教育・保育施設の需要見込量に対し提供量が不足しており、仕事及び子育ての両立を支援する環境が整備されていない。

また、既存施設の一部が老朽化しており、耐震性に不安があるため、早急に園児の安全を確保する必要がある。

さらに、現在駐車場として近隣の敷地を借地しているが、十分な台数の駐車場を確保できておらず、特に行事の際の駐車場の確保が困難な状況であるとともに、駐車場から本園施設に行くには道路を横断しなければならないため、事故等の危険があり児童の送迎環境として好ましくない状況である。

本件事業の完成によって、認定こども園の定員増加及び一時預かり事業の新設がなされ、仕事及び子育ての両立を支援する環境の整備を図る

とともに、施設の安全性を確保することができる。

また、駐車場不足が解消され、道路を横断する必要がなくなり、安全な送迎環境となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議をし、適切な措置を講ずることとしている。

なお、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の境原四本松遺跡の範囲に含まれているが、起業者は本件事業の施行に当たり、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに神崎市教育委員会と協議を行い、その保護について十分留意し、本件事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、神崎市千代田町内の 3 候補地を検討している。

園児が安全に登園及び降園できる場所であること等を考慮し、経済的及び社会的観点から総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定

したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

既存施設の一部は、建築後 30 年以上経過していることから老朽化が目立ち始めており、園児、職員及び来園者の安全確保が急務となっている。

また、現在神崎市では教育・保育施設の需要見込量に対し提供量が不足しており、本園は施設新設に伴い定員増加を図ることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

神崎市役所 福祉課